

第24期第16回農業委員会総会

◇日時 令和3年10月14日(木)午後2時00分

◇場所 昭島市役所301会議室

◇出席委員 1番 谷部英治 2番 鈴木 実 3番 小町江津子 4番 石川光雄
5番 坂本 陽 6番 細井洋治 7番 高垣明枝 8番 篠 吉和
9番 指田貞芳 10番 木野篤志 11番 宮崎邦康 12番 清水幸治
13番 野島喜博

◇欠席委員

◇議事録署名委員 8番 篠 吉和 9番 指田貞芳

◇事務局 薬袋事務局長 飯島農政係長 書記 石川

◇会議に付した事項 議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について
議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について
報告第1号 農地法第3条の規定による届出について(専決)
報告第2号 農地法第4条の規定による届出について(専決)
報告第3号 農地法第5条の規定による届出について(専決)

議 長 それでは、只今から、第16回農業委員会総会を開催します。
本日の議事録署名委員の指名を致します。本日の議事録署名委員は
8番 篠委員 9番 指田委員 を指名します。

これより本日の議事に入ります。

本日の総会議案は、

議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について (4件)
議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について (1件)
報告第1号 農地法第3条の規定による届出について(専決) (1件)
報告第2号 農地法第4条の規定による届出について(専決) (2件)
報告第3号 農地法第5条の規定による届出について(専決) (5件)

議 長 議案第1号 番号1 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上程いたします。

総会資料 議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上記の議案を次のとおり提出する 令和3年10月14日 提出者 昭島市農業委員会 会長 谷部英治 番号1 所在■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積1,094の内1,030㎡ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積218㎡ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積476㎡ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積360の内287㎡ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積528㎡ 面積合計2,539㎡ 申請人、■■■ ■■■ ■■■ 引き続き農業経営を行っている期間、平成30年8月1日から令和3年9月

30日まで。備考、平成12年9月13日付相続税納税猶予適格者証明発行。

議長 当該農地の耕作状況について説明願います。
地区委員の13番 野島委員説明願います。

13番委員 はい、説明致します。
番号1 申請者名及び土地の所在は、総会資料1ページのとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、令和3年10月6日 立会いは、申請者、会長、職務代理、C班（木野委員、指田委員、篠委員）です。過去3年間の労働日数は各年間330日。土地の案内につきましては、■■■号、■■■街道、■■■を南に63m進み、右折して53m進んだ右側の農地です。農地の状況ですが、花苗栽培用のガラスハウス2棟、ビニールハウス1棟、地番■■■の北側にサツマイモ1作、小松菜1作、ダイコン1作、オクラ1作、シソ1作、パプリカ1作、イチゴ1作、ピーナッツ2作、トマト1作、ナス1作、キュウリ1作、ゴーヤ1作、屋外に花鉢置台がありました。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。春と夏は、インパチエンス、ベコニア、マリーゴールド、野菜苗、玉リュウ。秋と冬はパンジー、ビオラ、シクラメンの栽培です。出荷状況は、市場、直売です。納税猶予の説明は、致しました。指摘事項は特にありません。
以上です。

議長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。

議長 議案第1号 番号2 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上程いたします。

総会資料 議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上記の議案を次のとおり提出する 令和3年10月14日 提出者 昭島市農業委員会 会長 谷部英治 番号2 所在■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積704㎡ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積783㎡ 面積合計1,487㎡ 申請人、■■■ ■■■ 引き続き農業経営を行っている期間、平成30年9月1日から令和3年9月30日まで。備考、平成21年8月14日付相続税納税猶予適格者証明発行。

議長 当該農地の耕作状況について説明願います。
地区委員の13番 野島委員説明願います。

13番委員 はい、説明致します。
番号2 申請者名及び土地の所在は、総会資料1ページのとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、令和3年10月6日 立会いは、申請者、会長、職務代理、C班です。過去3年間の労働日数は各年間240日。土地の案内に

つきましては、■■■■■■交差点を■■■■方向へ57m進み、左折して185m進んだ右側の農地です。農地の状況ですが、ミカン14本、レモン5本、エンバク1作、タマネギ1作、シュンギク1作、ハクサイ1作、ダイコン1作、ニンジン1作、小松菜1作、ホウレンソウ1作、ナス1作、トウガラシ1作、ミズナ1作、カブ1作、ニンニク1作、おくら1作、ユズ6本、菜の花1作、マツ、キウイの棚があります。南西角に資材置場があり、ネットやワラ等が置いてあります。その他は良く耕耘されています。申請人、同居の親族は耕作していません。農地として認められない部分は、ありません。春と夏は、ジャガイモ、カボチャ、シシトウ、スイカ、キュウリ、トマト、ナス、ネギ、ピーマン、トウガラシ、ラッカセイ、ショウガです。秋と冬は、エンドウ、ソラマメ、ダイコン、ハクサイ、キャベツ、シュンギク、ミズナ、ホウレンソウ、サニーレタス、エンバク、菜の花です。出荷状況は、市場、直売です。納税猶予の説明は、致しました。指摘事項は特にありません。
以上です

議長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。

議長 議案第1号 番号3 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上程いたします。本件は、■■■委員本人の議案でありますので、昭島市農業委員会会議規則第10条（議事参与の制限「委員会の委員は、自己または、同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」）に基づき退席いたします。暫時休憩いたします。

総会資料 議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上記の議案を次のとおり提出する 令和3年10月14日 提出者 昭島市農業委員会 会長 谷部英治 番号3-1 所在■■■ 地番■■■ 登記簿田 現況田 面積969㎡ 地番■■■ 登記簿田 現況田 面積19㎡ 番号3-2 所在■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積1,492.60㎡ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積33.99㎡ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積223㎡ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積211㎡ 面積合計2,948.59㎡ 申請人、■■■ ■■■ 引き続き農業経営を行っている期間、平成30年10月15日から令和3年9月30日まで。備考、平成30年10月15日付相続税納税猶予適格者証明発行。

議長 再開いたします。当該農地の耕作状況について説明願います。
地区委員の8番 篠委員説明願います。

8番委員 はい、説明致します。
番号3-1 申請者名及び土地の所在は、総会資料1ページのとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、令和3年10月6日 立会い者は、申請者、会長、職務代理、C班です。過去3年間の労働日数は各年間150日。土地の案内に

つきましては、■■■街道、■■■交差点を南へ198m進み、■■■街道、■■■交差点を南に126m進み、十字路を左へ67m進んで左側の農地です。農地の状況ですが、9月28日に稲刈りを行った後の状態です。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。春は、田植えの準備、6月に田植え、除草。夏は、水管理、追肥等。秋は、10月稲刈り、脱穀。冬は、休田。出荷状況は、自家消費、昭島給食米、JA直売所「みどりっ子」。納税猶予の説明は、致しました。指摘事項は特にありません。

番号3-2 申請者名及び土地の所在は、総会資料1ページのとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、令和3年10月6日 立会いは、申請者、会長、職務代理、C班です。過去3年間の労働日数は各年間150日。土地の案内につきましては、■■■街道、■■■交差点から■■■街道を274m進み、信号を左折し、■■■通りを446m進み、■■■手前を左折し、77m進み、■■■を左に31m、そして左に31m進み、左に29m進んだ突き当りの農地です。農地の状況ですが、全体の3分の2は良好に耕耘された状態です。栽培中としては、サトイモ、八ツ頭、合わせて4作、ブロッコリー2作、ダイコン1作、キャベツ2作、ネギ、ホウレンソウ、ゴーヤ、山芋、明日葉、ピーマン各1作。他に小梅3本、南高梅2本、杏1本、柿2本、栗5本、があり、北側部分に拓殖の木3本、つつじ3本、他雑木は来年、梅、柿剪定時に伐採予定。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。春は、ナス、トマト、キュウリ、エダマメ、ジャガイモ、グラジオラス。夏は、ナス、トマト、キュウリ、スイカ、彼岸用花。秋は、ダイコン、キャベツ、ブロッコリー、ホウレンソウ。冬は、サトイモ、ネギ。出荷状況は、自家消費中心。納税猶予の説明は、致しました。指摘事項は特にありません。
以上です。

議長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。議案第1号 番号3の審議が終了いたしましたので、■■■委員の入室をお願いします。暫時休憩をいたします。

議長 再開します。本件については、ご異議ないものと認められたことを報告します。

議長 議案第1号 番号4 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上程いたします。

総会資料 議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上記の議案を次のとおり提出する 令和3年10月14日 提出者 昭島市農業委員会 会長 谷部英治 番号■■■ 所在■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積1,630㎡ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積1,870の内1,867.44㎡ 番号4-2 所在■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積846㎡ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積1,014㎡ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積1,024㎡ 面積合計

6, 381.44 申請人、■■■ ■■■ 引き続き農業経営を行っている期間、平成30年8月1日から令和3年9月30日まで。備考、平成27年7月13日付相続税納税猶予適格者証明発行。

議長

当該農地の耕作状況について説明願います。
地区委員の10番 木野委員説明願います。

10番委員

はい、説明致します。

番号4-1 申請者名及び土地の所在は、総会資料2ページのとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、令和3年10月6日 立会いは、申請者、会長、職務代理、C班です。過去3年間の労働日数は各年間280日。土地の案内につきましては、■■■から南に100m進んだ左側の農地です。農地の状況ですが、西に、サツマイモ15m5作、ダイコン20m2作、キュウリ15m2作。中央に、ネギ15m7作、拝島ネギ15m4作。東に、ブロッコリー20m11作、収穫ブラシで15m5作、緑肥3作。南に、柿の木5本、栗の木20本、ワネギ20m2作、のこりの畑は耕耘済。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。春は、ホウレンソウ、コマツナ、インゲン、トウモロコシ植付。夏は、ホウレンソウ、コマツナ、インゲン、トウモロコシ収穫。秋は、ハクサイ、ダイコン、ニンジン、レタス、ホウレンソウ、コマツナ種まき植付。冬は、収穫および耕耘。出荷状況は、みどり農協、学校給食、田中町団地朝市。納税猶予の説明は、致しました。指摘事項は特にありません。

番号4-2 申請者名及び土地の所在は、総会資料2ページのとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、令和3年10月6日 立会いは、申請者、会長、職務代理、C班です。過去3年間の労働日数は各年間280日。土地の案内につきましては、■■■信号から西に20m進んだ左側の農地です。農地の状況ですが、ハウス1の中にカブ4作、コマツナ4作、ハウス2の中にカブ7作、コマツナ7作、北側路地に、ハクサイ、キャベツ混植で8作、ハクサイ、レタス混植で4作。中央にレタス15m2作、ハクサイ15m3作、収穫ずらしハクサイ3作。東側に、ダイコン15m2作、ジャガイモ1作、ダイコン4作収穫ずらしダイコン4作。西側に、ニンジン20m3作、15m2作、7m1作。南側に、ナス、ニンジン20m6作、ピーマン10m2作。

申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。春は、ホウレンソウ、コマツナ、トウモロコシ種まき植付。夏は、ホウレンソウ、コマツナ、トウモロコシ収穫、サツマイモ植付。秋は、ブロッコリー、緑肥、ネギ、タマネギ植付、栗、柿、サツマイモ収穫。冬は、収穫および耕耘。出荷状況は、みどり農協、学校給食、田中町団地朝市。納税猶予の説明は、致しました。指摘事項は特にありません。

以上です。

議長

以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ありますか。

委員一同

ありません。

議長

質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同

異議なし。

議 長 　　ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。

議 長 　　次に、議案第2号 番号1 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について、上程いたします。

総会資料 　　議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について 上記の議案を次のとおり提出する。令和3年10月14日 提出者昭島市農業委員会会長 谷部英治 番号1 所在 ■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積1,082㎡ 申請者、■■■ ■■■ 買取り申請事由の生じた者 ■■■ ■■■ 申出事由、令和3年9月8日 ■■■氏 故障のため。

議 長 　　当該農地の耕作状況について、説明願います。
地区委員の13番 野島委員説明願います。

13番委員 　　はい、説明いたします。
申請者名及び土地の所在は、総会資料9ページのとおりです。調査年月日は、令和3年10月6日 土地の案内ですが、■■■交差点を西へ、180m進み、左折して42m進んで先の農地です。農地の状況ですが、更地、不耕作。全体に枯れかけた草が繁っている。道路側の棚用の丸太と思われるものが、敷地内にたおれて朽ち果てかけていた。農地と認められない部分はありません。指摘事項は、農地の適正な維持管理、肥培管理のこと。
以上です。

議 長 　　以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質疑等ありませんか。

委員一同 　　ありません。

議 長 　　質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 　　異議なし。

議 長 　　異議がないものと認め本件については、申請人に生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書を交付します。

議 長 　　次に、報告第1号 番号1 農地法第3条の規定による届出についてでございます。

総会資料 　　報告第1号 農地法第3条の規定による届出について（専決） 番号1 所在 ■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積889㎡ 地番■■■ 登記簿山林 現況畑 面積163㎡ 面積合計1,052㎡ 届出人、■■■ ■■■、■■■ ■■■ ■■■ 届出事由、相続、令和2年12月6日 ■■■氏死亡のため。

議 長 　　当該農地の耕作状況について、説明願います。
地区委員の9番 指田委員説明を願います。

9番委員 　　はい、説明を致します。
番号1 申請者名及び土地の所在は、総会資料11ページのとおりです。調査年月日は、令和3年10月6日 土地の案内につきましては、■■■と■■■の交差点

を右折し、■■■の交差点を60m進んで左折し、60m進んだ左側の農地です。農地の状況は、ダイコン5畝、サツマイモ32作、5穴黒マルチ3畝、春菊1畝、バラ木6本。周囲の状況は、東は、道路。南は、駐車場。西は、幼稚園。北は、道路です。その他、サツマイモについて生育不全部分がみられる。以上です。

議長 以上、説明が終わりました。農地法第3条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議長 次に、報告第2号 番号1 農地法第4条の規定による届出についてでございます。

総会資料 報告第2号 農地法第4条の規定による届出について（専決）
番号1 所在 ■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況宅地 面積1,752㎡ 届出人 ■■■ ■■■ 転用目的 昭島市立■■■小学校屋外プール造成工事の為。

議長 当該農地の利用状況について説明願います。
4番 石川委員説明願います。

4番委員 はい、説明致します。
番号1 申請者名及び土地の所在は、総会資料13ページのとおりです。調査年月日は、令和3年10月11日 土地の案内につきましては、■■■の信号から、■■■に入り、■■■校門を過ぎて約62m進んだ1つ目のT字路を左折し、坂道を約98m下り■■■の橋を渡り、左折して約32m進んだ道路に面した土地です。農地の状況は、西側の1/3は■■■学校関係者用の10台分程の砂利敷駐車場と工事用の仮設の建物1棟があり、東側の2/3は、プールとその施設で周囲を目隠し用のフェンスで囲まれています。敷地全体は鉄製の網のフェンスと目隠し用のフェンスで囲まれており多数の植栽があります。周辺の状況は、東は、道路及び住宅。南は、道路。西は、道路。北は、■■■用水、■■■堀が流れており敷地の半分は■■■堀の側道に面しており、幅は約90cmほどで、雑草、雑木で通行不能です。転用事業の関連する特記事項は特にありません。以上です。

議長 以上、説明が終わりました。農地法第4条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議長 次に、報告第2号 番号2 農地法第4条の規定による届出についてでございます。

総会資料 報告第2号 農地法第4条の規定による届出について（専決）
番号2 所在 ■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況宅地 面積330㎡ 地番■■■ ■■ 登記簿畑 現況宅地 面積89㎡ 面積合計419㎡ 届出人、■■■ ■■■ 転用目的、店舗建設。

議長 当該農地の利用状況について説明願います。
13番 野島委員説明願います。

13番委員 はい、説明致します。
番号2 申請者名及び土地の所在は、総会資料13ページのとおりです。調査年月日は、令和3年10月7日 土地の案内につきましては、■■■交差点北西角。農

地の状況は、コンビニ店舗（閉店）と駐車場。周囲の状況は、東は、道路。南は、道路。西は、畑。北は、畑です。転用事業の関連する特記事項は特にありません。
以上です。

議長 以上、説明が終わりました。農地法第4条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議長 次に、報告第3号 番号1 農地法第5条の規定による届出についてでございます。

総会資料 報告第3号 農地法第5条の規定による届出について（専決）
番号1 所在 ■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況雑種地 面積114㎡ 譲受人、■■■ ■■■ 譲渡人、■■■ ■■■ 転用目的、所有権移転 駐車場。

議長 当該農地の利用状況について説明願います。
2番 鈴木委員説明願います。

2番委員 番号1 申請者名及び土地の所在は、総会資料16ページのとおりです。調査年月日は、令和3年10月7日 土地の案内につきましては、■■■を方面に向い、■■■交差点を左折し、約450m先のコンビニ手前の信号を左折して約450m進んだ左側の土地です。農地の状況ですが、公団上のアパート、■■■の駐車場になっている。乗用車、オートバイ、各1台が駐車されていた。周囲の状況ですが、東は、倉庫。南は、アパート。西は、アパート。北は道路です。転用事業に関連する特記事項は特にありません。
以上です。

議長 以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議長 次に、報告第3号 番号2 農地法第5条の規定による届出についてでございます。

総会資料 報告第3号 農地法第5条の規定による届出について（専決）
番号2 所在 ■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積853㎡ 譲受人、■■■ ■■■ ■■■ 譲渡人、■■■ ■■■ 転用目的、所有権移転 建売住宅。

議長 当該農地の利用状況について説明願います。
6番 細井委員説明願います。

6番委員 番号2 申請者名及び土地の所在は、総会資料16ページのとおりです。調査年月日は、令和3年10月11日 土地の案内につきましては、■■■■■■■交差点を■■■駅方面へ280m北に進み左折、90m直進し右折し83m直進した右側の土地です。農地の状況ですが、宅地造成中でした。現在は周囲の建物との堺にブロック塀を作成中。宅地開発事業計画のお知らせ看板には令和3年9月27日～11月15日までとありました。周囲の状況ですが、東は、住宅。南は、住宅とアパートの敷地。西は、道路。北はアパートです。転用事業に関連する特記事項は特にありません。
以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議 長 次に、報告第3号 番号3 農地法第5条の規定による届出についてでございます。

総会資料 報告第3号 農地法第5条の規定による届出について（専決）
番号3 所在 ■■■ 地番■■■の一部 登記簿畑 現況畑 面積836の内
487.79㎡ 譲受人、■■■ ■■■ ■■■ 譲渡人、■■■ ■■■ 転用目的、所有権移転 分譲住宅。

議 長 当該農地の利用状況について説明願います。
5番 坂本委員説明願います。

5番委員 はい。説明致します。
番号3 申請者名及び土地の所在は、総会資料16ページのとおりです。調査年月日は、令和3年10月12日 土地の案内につきましては、■■■交差点より西へ約180m進み、交差点を左折し■■■方面へ約300m南へ進み路地を右折して西へ約150m進んだ左側の土地です。農地の状況ですが、宅地造成工事が始まっています。周囲の状況ですが、東は、住宅。南は、畑。西は、整地された土地。北は、道路です。転用事業に関連する特記事項は特にありません。
以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議 長 次に、報告第3号 番号4 農地法第5条の規定による届出についてでございます。

総会資料 報告第3号 農地法第5条の規定による届出について（専決）
番号4 所在 ■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況道路 面積8.31㎡ 譲受人、■■■ ■■■ ■■■ 譲渡人、■■■ ■■■ 転用目的、所有権移転 公衆用道路。

議 長 当該農地の利用状況について説明願います。
2番 鈴木委員説明願います。

2番委員 はい。説明致します。
番号4 申請者名及び土地の所在は、総会資料17ページのとおりです。調査年月日は、令和3年10月7日 土地の案内につきましては、■■■を■■■方面に向い■■■交差点を左折し約450m先のコンビニ手前の信号を左折して約400m進んだ左側の土地です。農地の状況ですが、車庫の一部になっている。周囲の状況ですが、東は、住宅。南は、住宅。西は、道路。北は、道路です。転用事業に関連する特記事項は特にありません。
以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議 長 次に、報告第3号 番号5 農地法第5条の規定による届出についてございま

す。

総会資料

報告第3号 農地法第5条の規定による届出について（専決）
番号5 所在 ■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積512㎡ 譲受人、■■
■■ ■■■ ■■■ 譲渡人、■■■ ■■■ 転用目的、所有権移転 戸建
住宅。

議長

当該農地の利用状況について説明願います。
9番 指田委員説明願います。

9番委員

はい。説明致します。
番号5 申請者名及び土地の所在は、総会資料17ページのとおりです。調査年月
日は、令和3年10月9日 土地の案内につきましては、■■■交差点より北に
60m進み右折して75m進み■■■踏切を渡り左折した左側の土地です。農地の状況
ですが、造成工事中。周囲の状況ですが、東は、道路。南は、線路。西は、線
路。北は住宅です。転用事業に関連する特記事項は特にありません。
以上です。

議長

以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報
告どおり了承願います。

以上をもちまして、農業委員会総会を終了とさせていただきます。

| 議事録署名者 | | 印 |
|--------|--|---|
| 議長 | | |
| 委員 | | |
| 委員 | | |